裁判員制度の政治学

弁護士 庭山英雄

第一 裁判員制度の成立

1999 年 (平成 11 年) 7月に内閣に設置された司法制度改革審議会は、2年近く多数回の審議を重ねた結果、裁判員制度の導入を提言した。この提言を受けて、2001 年 (平成 13 年) 12月、内閣に司法制度改革実現本部が設けられた。同本部は、裁判員制度の導入と刑事裁判の充実・迅速化の立案作業のために「裁判員制度・刑事検討会」を設置し、学者・実務家・有識者ら 11 名を構成員として 2002 年 2 月以降、多数回の会合を開いて論点を検討し、2004 年 (平成 16 年) 3 月に法案を提出した。

同法案は、まず衆議院において審議され、裁判員等による秘密漏示罪に関する部分などが修正され、2004年5月、参議院でも可決されて成立に至った。

私たち、国民の司法参加を志向する同志は 1982 年に「陪審裁判を考える会」を創設し、爾来 30 年近く啓蒙活動を続けてきているが、2001 年に上記の「裁判員制度・刑事検討会」の構成員を見た時、陪審制度の導入は到底無理だと判断し、刑事裁判制度を少しでもよくするために、この機会に証拠開示制度の改革を実現することに方針転換した。私たちは、全面証拠開示を中心とする改革提言案を持参して検討会事務局(最初、最高裁判所の近くにあったが、のち虎の門に移った)を何度も訪ねた。事務局長は幹部クラスの検察官であったが、いつも丁寧に応対してくれた。

第二 裁判員制度の概要

1 裁判員制度とは、刑事裁判に、国民の中から選ばれた裁判員が参加する制度である。 裁判員は、刑事裁判の審理に出席して直接に証拠を見聞きし、職業裁判官と対等に議論して、被告人が有罪か無罪かを判断する。すなわち検察官が「合理的な疑問を残さない程度」 に証明したか否かを判断する。有罪の場合には、さらに、法律に定められた範囲内で、どのような刑罰を科するかを決める。裁判員制度の対象となるのは、殺人罪、強盗致死傷罪、 傷害致死罪、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪などの「重大な犯罪」の嫌疑で起訴された事件である。原則として裁判員6名と裁判官3人とが、一つの事件を担当する。

私は弁護士として、東京は新宿の歌舞伎町で起きた昏睡強盗事件の国選弁護を担当したことがあったが、昏睡強盗のやり方は外国人ホステスを使って、意識不能になるほどに強い酒を飲ませ、うまいことだまして銀行のカードを預けさせ、時には全額を引き出してしまう卑劣なやり口である。

この種の犯罪の特性として共犯者が多く、被害者も多く、被害額も甚大である。社会に与える害悪も大きいから、重大犯罪であり、当然に裁判員裁判の対象になるものと思っていたが、対象にはならないと知って驚いた。逆に全治3日程度の傷(私が受任した時にはすでになおっていた)を与えた強姦致傷罪が対象となると聞いて、これまた驚いた。

- 2 ところで裁判員に選ばれた人には裁判所から呼出状が届く。裁判員は、衆議院議員選挙の有権者から選ばれる。まず選挙人名簿から、向こう1年間の裁判員候補者を無作為に選び、裁判員候補者名簿が作成される。そして事件の審理が始まる前にその名簿の中からさらに無作為抽出により、同事件の裁判員候補者が選ばれる。裁判員候補者は、指定された日時に裁判所に出頭する。呼出状には質問表がついていることがあり、質問表に回答を記入し、事前に返送するか、当日裁判所に持参するかする。
- 3 裁判員は事件ごとに、裁判所で裁判員候補者の中から選ばれる。選任手続においては、質問表への回答や、裁判所での質問に対する回答をもとに、裁判員になることのできない事由(欠格事由、就職禁止事由、不適格事由など)がないかどうか裁判官が判断する。裁判員候補者が理由があって辞退したいと考えている場合には、裁判官に申告し、裁判官が辞退を認めるか否かを判断する。また、検察官と被告人とは一定数の候補者について、理由を示さずに選任しないよう請求できる。

この選任手続は裁判員候補者のプライバシーなどに配慮して行われる。なお裁判員には 日当が支給される。裁判員の仕事をするために休暇をとったことなどを、使用者が不利益 な扱いをすることは禁止されている。さらに、裁判員の安全を確保するために、様々な定 めが設けられている。

4 裁判員は公判期日に出頭して、刑事裁判の審理(法廷)に出席する。公判期日はできるだけ連日開かれる(集中審理)。これに対応するために、裁判官、検察官、弁護人は公判前整理手続(のちに章を別にして詳述する)を行い、訴追側は証拠を開示した上で、争点を整理し、審理の予定を立てる。

公判期日の初めに検察官は起訴状を朗読する。起訴状にはその裁判で検察官が証明しようとする事実などが書かれている。その後、検察官と弁護人とが事件の概要を説明し(冒頭陳述)、証拠の取調べが行われる。証拠調べは証人から直接、話を聞くことが中心となる。証拠調べが終了したら、検察官の意見陳述(論告)、弁護人の意見陳述(弁論)が行われて審理は終了する。

5 有罪・無罪の判断や刑罰の選択については、裁判員は裁判官と対等の権利を持っているが、訴訟手続や法解釈については、裁判官のみが判断する(自白の任意性やいわゆる2号書面については異論がある。後述)。評議にさいしては、「合理的な疑いを超えて」証明がなされないかぎり被告人は無罪という、刑事裁判の鉄則が守られなければならない。評議は全員一致を目標とするが、全員一致に至らない場合には、多数決によって決められる。判決の宣告は、裁判員の立会いの下、裁判長によって行われる。裁判員の任務は判決の宣告をもって終了し、その後、裁判官は宣告した判決内容を判決書にまとめる。

弁護人を実際に経験すると、裁判終了後被告人から手紙が来て「判決書が送られてこない」などとよく聞かれる。だが法廷で述べられた宣告が判決であり、判決の書面が送られてくることはない。判決書謄本を入手するためには、弁護人と言えども公印を持って裁判所に出頭し、所定の手続きに従って申請しなければならない。もっとも、裁判所が保管している判決書の写し(謄本ではない)をもらうだけなら、そのような手続きは要らない。

第三 とくに公判前整理手続について

- 1 裁判員制度の詳細については、裁判員法(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律)に規定されているが、公判前整理手続については基本的事項しか規定されていない。公判前整理手続(争点及び証拠の整理手続)については、刑事訴訟法第316の2以下に38か条にわたって詳細に規定されている。とりわけ証拠開示について詳しい。その証拠開示の規程の適用は、刑事訴訟法に規定されていることもあって、裁判員裁判に限定されない。これは大きな変革である。立法者の意図は明示されていないが、日本の刑事裁判を変える力を秘めている、と私は考える。
- 2 裁判員裁判は 2009 年 (平成 21 年) 5 月にスタートしたが、公判前整理手続並びにこれを補完する期日間整理手続は、それに先立つ 2005 年 (平成 17 年) 11 月から実施され

ている。本稿執筆時(2011年10月)ですでに6年近く経過したこととなる。

この整理手続は、さきに記したごとく、裁判員裁判に特有なものではない。刑事訴訟全般 に適用することが予定されている。

今回の一連の司法改革に関しては、当初から一部の学者・実務家により厳しい批判がよせられているが、証拠開示に関する刑事訴訟法改正の意義を無視するようでは、不公平だと評せざるを得ない。「裁判員制度・刑事検討会」に参加し、人権と正義のために戦ってくれたわれわれの仲間に対して余りにも失礼である。

3 刑事訴訟法第316条の3(公判前整理手続の目的)第1項は「裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。」と定める。

又同条第2項は「訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行う ことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に監視、 裁判所に進んで協力しなければならない。」と規定する。

したがって、訴訟関係人の主力である弁護人は、充実した審理が継続的、計画的かつ迅速に行えるよう裁判所に協力しなければならないが、「迅速」に重きをおくあまり、「充実」をおろそかにしてはならない。いわゆる精密司法の弊害を取り除くために、核心司法と言う考え方が有力に主張されているが、争点の絞り方には弁護人としては慎重に対応しなければならない。

4 公判前整理手続開始の決定がなされると、次のような手続が順次展開される。

検察官による証明予定事実記載書面の提出 (刑事訴訟法 316 条の 3 第 1 項)

検察官による証拠請求、請求証拠の開示 (同 316 条の 13 第 2 項・316 条の 14)

弁護人による類型証拠開示請求 (同 316 条の 15)

検察官請求証拠に対する弁護人の意見明示 (同 316条 16)

弁護人による予定主張(争点ではない)記載書面の提出(同 316 条の 17 第 1 項))

弁護人による証拠請求、請求証拠の開示 (同 316 条の 17 第 2 項・316 条の 18)

弁護人請求証拠に対する検察官の意見明示 (同 316 条の 19)

弁護人による主張 (検察官) 関連証拠開示請求 (同 316 条の 20)

公判前整理手続期日開廷

本稿の主題は、整理手続の解説ではないので、上記の「類型証拠」とは次の8点である

(刑事訴訟法 316 条の 15 第 1 項) ことを指摘するにとどめる。

証拠物 (1号)

裁判所の検証調書等 (2号)

捜査機関の検証調書等 (3号)

鑑定書等(4号)

証人予定者の供述録取書等 (5号)

検察官が直接証明しようとする事実に関する供述を内容とする、被告人以外の供述録取 書等(6号)

被告人の供述録取書等 (7号)

取調べ状況記録書面 (8号)

5 大分以前になるが、日本弁護士連合会の人権擁護委員会に証拠開示についての報告を頼まれたことがあった。一通りの報告が終わったあと、名張毒ぶどう酒事件(再審請求)の主任弁護人から、検察官の手持ち証拠でない、警察保管の証拠を出させるにはどうしたらよいか、との質問があった。すでに見たように類型証拠の中には取調べ状況記録書面が入っているから、現在では被告人・弁護人は権利として同書面を請求できる。検察官が応じない場合には、裁判所に裁定申し立てができる(刑事訴訟法 316 条の 26)。これはすごい進歩である。

判例の動きを見ると、最高裁判所第三小法廷決定 2007 年 (平成 19 年) 12 月 25 日 (刑事判例集 61 巻 9 号 895 頁) は、開示対象となる証拠は必ずしも検察官が現に保管しているものに限られない (要旨) と判示した。また、最高裁判所第三小法廷平成 20 年 6 月 25 日刑事判例集 62 巻 6 号 1886 頁) は、警察官の取調べに関するメモについても提示を命じることができる (要旨)、と判示した。

第四 裁判員制度、合憲か違憲か

朝日新聞 2011 年 (平成 23 年) 10 月 13 日の社会面に表題の署名記事が載った。注目すべき内容なので以下に要旨を紹介する。

1 裁判員制度は憲法に違反していないかどうかが争点となっている刑事裁判の上告審で、 最高裁判所大法廷 (裁判長・竹埼博允 長官) は10月12日、弁護側、検察側双方の主張 を聴く弁論を開いた。無罪を訴えている弁護側は「憲法違反の裁判員裁判は直ちに停止す べきだ」と主張した。これに対し有罪の維持を求めている検察側は「制度は憲法に違反しない」と述べた。判決では、裁判員制度の合憲性をめぐる最高裁判所の初めての憲法判断が示されることになる。

- 2 審理の対象は、覚せい剤を密輸したとして一審、二審でともに有罪とされたフィリピン国籍の女性被告(45歳)であり、同被告は一審から無罪を主張し、弁護側は控訴審から「裁判員制度は違憲だ」と訴えた。主な争点は、裁判員制度が「地裁や高裁など下級裁判所の裁判官は最高裁が指名した者の名簿によって、内閣で任命する」と定めた憲法80条に適合するか否か。「裁判官以外の者の関与を禁じた規定はない」として合憲と判断した平成22年6月の東京高裁の判決については「裁判官の独立を定めた憲法76条をふみにじるもの」と訴えた。
- 3 弁護側は、すでに挙げられた憲法 80 条違反、憲法 76 条違反のほか、次のような憲法 違反の疑いを指摘していると言う。

憲法 18 条は「何人も意に反する苦役に服させられない」と規定しているが、国民に大きな負担を強いる裁判員制度は違憲ではないか。

憲法 19 条は「思想・良心の自由は侵してはならない」と規定しているが、死刑反対の市民に死刑判決への関与を迫るのは違憲ではないか。

憲法 21 条は「表現の自由は保障する」と定めているが、裁判員に守秘義務を課して自由な発言を制限しているのは違憲ではないか。

憲法 37 条は「刑事被告人は公平な裁判所の裁判を受ける権利がある」と規定しているが、裁判官ではない裁判員が加わった裁判は不公平ではないか。

第五 若干の私見

1 憲法 18 条にいう「意に反する苦役」とは人間の尊厳を否認するような身体的拘束を意味する。ところが、裁判員制度は、裁判員の意思を尊重するいろいろな規定を設けている。裁判所が裁判員候補者の申し出を正当と認めれば、裁判員候補者から外される。したがって、個人の尊厳は守られているので、憲法 18 条には違反しない。

次に死刑反対論者に被告人を死刑に処すべきか否かを判断させることは思想・良心の自由を侵すことにならないかと言う点であるが、先に記したとおり裁判員候補者から離脱することができるし、反対投票を投ずることもできる。裁判員制度は、死刑判決を強要して

はいないので、憲法 19条には違反しない。

裁判員制度は、裁判員に評決の具体的内容をしゃべることを禁じている。これは評議に参加する構成員が自由に意見を述べられようにと配慮したもので、裁判の公正を保つために不可欠である。憲法の保障する表現の自由といえども無制限ではない。よって憲法 21 条には違反しない。確かに憲法 37 条は、「公平な裁判所の迅速な公開裁判をを受ける権利」を保障している。批判者は、裁判員が加わった裁判は不公平だというが、国民が主権者であることは、憲法前文で明言されている。主権者が裁判に加わることは、憲法の趣旨に違反しない。当然、憲法 37 条に違反しない。

2 批判者 (弁護側) は、以上のほか憲法 80 条違反、同 76 条違反についても触れているようなので、さし当たっての所見を述べる。

憲法 80 条 1 項は、「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する.」と述べている。しかし憲法は、これら裁判官以外の者が裁判に関与することをどこにも禁じていない。それだけではない、裁判員制度の下でも、判決は裁判官によって作成され、裁判官によって法廷で宣告される。私には、裁判員制度が憲法80 条違反とは到底考えられない。

また憲法 76 条 3 項は「すべて裁判官は、その良心に従い、独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と述べている。批判者の主張は、裁判員によって影響されることは、裁判官の独立性を害すると言いたいようであるが、裁判官は評議の場で自分の意見を述べることが出来るのであるから、その独立性が侵されているとは考えられない。

3 最高裁の竹崎長官は、裁判所の中で裁判員制度推進のリーダー的存在であった。そのリーダー的存在が大法廷においては裁判長になるのであるから、自ら率先して「裁判員制度は違憲だ」などというはずがない。判決宣告の期日は未定とのことであるが、判決内容は十分予測できる。

(付記)予測通り、合憲判決は確定した (新聞報道による。判決集未登載)。

わが国の裁判官制度は世界にも稀な官僚裁判官制度である。この事実は今回の司法改革によっても揺るがない。私は、世界の刑事司法制度を官僚司法と民衆司法と言う対抗軸で分析して考えている。刑事司法の民衆性の強い度合いで見てみると、上から順にイギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、日本であり、日本は依然として最下位である。中央集権的官僚的裁判官制度の本質は変わっていない。そのような制度の中での最高裁判所長官の権

威はいかに高いものか、あえて指摘するまでもあるまい。

4 国民の司法参加の議論が始まった頃であるから、今から 10 数年前のことである。日本弁護士連合会は調査団をイギリスに派遣した。ロンドンの最高裁判所では、主として裁判官の任用制度について調べた。イギリスでは正規の裁判官になる前に非常勤裁判官を10年くらい務めるのである。そこでの勤務状態を参考にして正式の裁判官が選ばれる。したがって弁護士や国民から深い尊敬を受けている。

一通りの説明が終わったところで突然 5,6人の紳士 (政府の高官) が会場に入ってきた。イギリスの最高裁判所長官の親書を日本の最高裁判所長官に届けて欲しいとのことであった。手紙の内容は、イギリスの弁護士に日本での開業を認めて欲しいというものであった。両国の弁護士制度はいろいろな点で異なるので、そう簡単にイエスの返事が出せるものではない。ところが付き添いの外交官 (実は検事) は、私に向かって「どうしてだめなのか」と迫った。こうして日本政府の方針がわかった。

最初は民事裁判に時間がかかりすぎるとの批判が中心であったが、日本弁護士連合会による強い要請で刑事裁判の改革 (国民の理解と信頼の向上を目的とする) も同時に行うこととなった。かくして生まれたのが冒頭にかかげた裁判員制度である。私の見るところ、今回の司法改革の発端は諸外国からの圧力である。それがなかったら今でも何も変わっていないであろう。

(にわやま ひでお 元専修大学教授)